

くらしの情報ガイド

募集

芦屋病院正規職員募集
試験日: 8月3日(水) 看護師・助産師(9月1日採用) 昭和44年4月2日以降に出生の有資格者、10人程度 8月1日(月)までに右記へ 芦屋病院総務課管理担当(331-2156)

お知らせ

夏休み期間の「なかよしひろば」7月21日から8月30日まで「なかよしひろば」の時間は、10時～12時になります。夏休み期間中は幼稚園の園庭、園舎の工事が入り、場所等の変更もありますので、事前にお問い合わせください。園子育てセンター(繰31-8006)

戦没者等の遺族へ特別弔慰金
戦没者等の遺族への第8回特別弔慰金の請求は、平成20年3月31日までのです。額面40万円、10年償還の記名国債 4月1日現在に恩給法等に基づく年金受給権者がいない、戦没者死亡当時の三親等内親族のうち最先順位のかた 請求者の居住地域護国課へ 地域別の受け付けおよび相談は、8月24日(水)から行います。関係保健福祉部総務課(繰38-2113)

中学卒業程度認定試験を実施
試験日: 10月31日(月) 県職員会館 就学義務猶予免除等で平成18年3月31日までに満15歳以上になるかた等 8月22日～9月9日に出願書類を下記へ 兵庫県教育委員会義務教育課(繰078-362-3773)

県住宅再建共済制度にご加入を
住宅が自然災害で半壊以上の被害を受けた場合、次の給付金が出る相互扶助制度 再建・購入(600万円) 補修(全壊200万円、大規模半壊100万円、半壊50万円) 新たな住宅に居住・被災住宅を補修しない(10万円) 県内住宅所有者 1戸・年額5,000円(加入初年度は月額500円) 9月から、所定の加入申込書(県民局・市・郵便局等の窓口で配布中)に記入し右記へ 兵庫県住宅再建共済基金(繰078-362-9400)

催し

図書館の催し
図&図図書館(繰31-2301)
【夏休み楽しい折り紙教室】
7月27日(水)10時～12時 図紙ひこうき、クマの封筒ほか 図幼児・小学生先着100人(保護者参加可、団体不可) 図段谷貞子・中野久美子 図おりがみ、はさみ、のり、サインペン
【人形劇の会】
8月3日(水)10時30分～11時30分 図貧乏神と福の神 図幼児・小学生先着100人(保護者参加可、団体不可) 図人形劇団「えぶろん」

講習・講座

「源氏物語」原典を読む講座
7月25日(月)10時～12時 図市民センター401室 図京都橋大学教授・鈴木紀子氏 図2,400円(3回分) 図直接会場へ 図谷崎潤一郎記念館(繰23-5852)

夏休みパソコン教室
「夏の思い出を絵がきしよう」
8月23日(火) 10時～12時 13時～15時 図小学生 各6人 図パソコンで絵がきをつくります 7月26日(火) <必着>までに、はがきに、講座名・希望時間(または)・郵便番号・住所・氏名・学年・電話番号を記入し下記へ 応募多数の場合は抽選、結果は受講者へのみ通知 図&図上宮川文化センター(繰22-9229 〒659-0061 上宮川町10-5)

納期

8月1日まで
固定資産税・都市計画税(第2期分) / 課税課固定資産税担当 繰38-2017
法人市民税・事業所得税(5月31日決算の法人等) / 課税課管理担当 繰38-2015
国民健康保険料(第1期分) / 保険年金課保険担当 繰38-2035
～納付は便利な口座振替で～

毎月20日は「阪神地域ノーマイカーデー」
環境にやさしいドライブマナーを

阪神なぎさ回廊ウォーク&クリーンアップキャンペーン

「阪神なぎさ回廊」のウォーキングを楽しみながら、海浜を清掃し、環境美化の呼びかけを行います。夏休み、ご家族での参加も歓迎します!
日時 7月23日(土)午前9時30分～正午(小雨決行) 実施場所 御前浜～香榎園浜～南芦屋浜(約4.5km) 集合 午前9時30分、御前浜・旧西宮砲台前(阪神香榎園駅より南) 解散 正午、総合公園 参加者 自由参加。直接会場へ持ち物 飲み物、帽子、タオル、軍手・ひばさみ(お持ちの場合のみ)
問い合わせ 阪神南泉民局泉民生活部環境課 繰6-6481-4658

お気軽にご利用ください ラポルテ市民サービスコーナー

窓口ご利用時間
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
土・日・祝日 午前10時～午後5時
休業日 7月21日(木)・8月17日(水)・18日(木)
交付内容 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・市民税県民税課税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書など
【ご注意】土・日・祝日と平日の午後5時15分以降、戸籍謄抄本・税務証明等は取り次ぎで発行します。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。
問い合わせ
ラポルテ市民サービスコーナー 繰31-3130

「下水」の水質検査結果

試験項目	試験日	平成17年5月25日	平成17年6月8日			
天候		晴れ	晴れ	活性汚泥法処理による基準		
気温		22.8	24.5			
水質						
流入水	流入水	処理水	流入水	処理水		
水温(℃)		22.5	23.0	24.8	24.7	
P	H	7.3	6.7	7.7	6.8	5.8～8.6
S	S(糞/濃)	84	4	117	1	70以下
B	O D(糞/濃)	130	5.0	178	8.9	20以下
大腸菌群数(個/悪)		30,000	0	42,000	0	3,000以下
備考		前日晴れ 前々日曇り雨	前日晴れ 前々日晴れ			

用語の説明【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

保険年金課医療助成担当からのお知らせ

問い合わせ 保険年金課医療助成担当 ☎38-2037

老人保健の基準収入額適用申請について

2割負担の「老人保健法医療受給者証」(世帯員の中に70歳以上のかたで、平成16年中の市民税における課税所得金額が145万円以上のかたがあられる受給者が対象)をお持ちのかたで、平成16年中の収入が、「同一世帯に70歳以上のかたが1人の場合は484万円未満、同一世帯に70歳以上のかたが2人以上の場合は合計で621万円未満(計算に含める収入額は、同一世帯の老人保健法による医療受給者証をお持ちのかた、各種医療保険の高齢受給者証をお持ちのかたの収入額です)」のときは、1割負担となります。申請には、加入している健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑(認め印)・平成16年中の確定申告書の写しが必要です。申請をされた翌月の1日から1割の医療受給者証を交付します。
なお、平成16年中の市民税で課税所得金額が145万円未満の受給者については、7月末に老人保健法医療受給者証をお送りいたしますので、上記の申請の必要はありません。

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」(入院時の医療費・食事代の減額証)の交付

「老人保健法医療受給者証」を持ち、次に該当するかたは減額されます。
市民税非課税世帯のかたは、入院時の医療費月額40,200円が24,600円、食事代1日780円が650円に減額されます。(申請書を含む前12カ月間に入院日数が90日を超えたときは、その月の翌月の1日から食事代が500円に減額されます。申請には、下記のほかに日数確認のため入院の領収証が必要です) 市民税非課税世帯で世帯員全員の所得が0円であるかたは、入院時の医療費月額40,200円が15,000円、食事代1日780円が300円に減額されます。申請は、加入している健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑(認め印)が必要です。

7月31日までの「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちのかたへ

7月中に申請書を送付します。引き続き該当のかたは必ず更新の手続きをしてください。

7月1日から福祉医療費助成制度が変わりました

市では、医療費(保険診療分のみ対象)の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。7月1日から、受給対象者・自己負担額・所得制限等が改正され、医療区分・扶養人数により本人・保護者・扶養義務者の所得制限があります。新たに制度の対象になるかたは、受給者証の交付申請を行ってください。
申請には、健康保険証・印鑑が必要です。また申請時には、転入者は平成17年度所得証明書、心身障害者(児)医療・高齢障害者医療のかたは身体障害者手帳または療育手帳、重度精神障害者医療のかたは精神障害者保健福祉手帳が必要です。
なお、現在「福祉医療費助成制度」を受けているかたは申請の必要はありません。

医療区分	対象年齢等	所得制限等(前年所得)
老人医療	65歳～70歳誕生月の末日まで	受給者本人の平成17年度市町村民税が非課税であること。65歳以上の世帯全員が市民税の課税所得金額145万円未満 保護者などの所得制限なし
乳幼児医療	0歳児	保護者などの所得制限は460万円未満
母子家庭等医療	1歳～小学校就学前まで	受給者本人および子の養育者の所得制限は192万円未満。 高等学校等に在学中の子、高等専門学校第3学年終了までの子(いずれも満20歳まで)
心身障害者(児)医療	身体障害者手帳1級～3級および療育手帳(A・B1)	受給者本人の所得制限は360万4千円未満 配偶者・扶養義務者は628万7千円未満
高齢障害者医療	老人保健法医療受給者で、身体障害者手帳1～3級、または療育手帳(A・B1)精神障害者保健福祉手帳1級のかた	受給者本人の所得制限は360万4千円未満 配偶者・扶養義務者は628万7千円未満
重度精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1級のかた	受給者本人の所得制限は360万4千円未満 配偶者・扶養義務者は628万7千円未満

お気軽にご利用ください
ラポルテ市民サービスコーナー

試験項目	試験日	平成17年5月25日	平成17年6月8日			
天候		晴れ	晴れ	活性汚泥法処理による基準		
気温		22.8	24.5			
水質						
流入水	流入水	処理水	流入水	処理水		
水温(℃)		22.5	23.0	24.8	24.7	
P	H	7.3	6.7	7.7	6.8	5.8～8.6
S	S(糞/濃)	84	4	117	1	70以下
B	O D(糞/濃)	130	5.0	178	8.9	20以下
大腸菌群数(個/悪)		30,000	0	42,000	0	3,000以下
備考		前日晴れ 前々日曇り雨	前日晴れ 前々日晴れ			

用語の説明【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

ルナ・スクリーン ミュージック2005 デイヴィッド・ハウエルと関西フィルハーモニー管弦楽団ほか

日時 9月9日(金)午後6時30分開演(午後5時30分開場) 会場 ルナ・ホール
出演 指揮尺デイヴィッド・ハウエル、演奏尺関西フィルハーモニー管弦楽団/スクリーン・ミュージックを歌う会 内容 「ムーン・リバー」「エデンの東」ほか映画音楽の数々(プログラムの都合上、曲目が変更になる場合があります) 入場料 前売3,000円、当日3,300円<全席指定> 前売り券売り切れの場合、当日券の発売はいたしません。未就学のお子さんの同伴・入場はご遠慮ください。チケット発売 モンテメール大薮、市役所売店、文化振興財団事務所、ローンチケット、チケットぴあ
問い合わせ 文化振興財団 繰31-4962

みんなで考えよう 平和と人権

ポスターと資料の展示
市内在住の小学生が描いた「平和ポスター展」と、市民の皆さんから寄せられた戦争に関する資料や手記、平和記念館・資料館などの協力による、原爆写真ポスター、戦前・戦中・戦後の生活の資料とともに考える平和展」を同時開催します。
期間 7月27日～8月15日(火曜日休館)
会場 市民センター 常設展示場
問い合わせ 行政経営課 繰38-2005

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」(入院時の医療費・食事代の減額証)の交付
「老人保健法医療受給者証」を持ち、次に該当するかたは減額されます。
市民税非課税世帯のかたは、入院時の医療費月額40,200円が24,600円、食事代1日780円が650円に減額されます。(申請書を含む前12カ月間に入院日数が90日を超えたときは、その月の翌月の1日から食事代が500円に減額されます。申請には、下記のほかに日数確認のため入院の領収証が必要です) 市民税非課税世帯で世帯員全員の所得が0円であるかたは、入院時の医療費月額40,200円が15,000円、食事代1日780円が300円に減額されます。申請は、加入している健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑(認め印)が必要です。

夏休み子ども映画会 『えっちゃんのせんそう』

日時 8月4日(木) 午前10時20分～11時40分 午後2時～3時20分
会場 上宮川文化センター3階ホール
内容 満州(現在の中国東北地方)の都市ハルビンからの引き揚げをもとに描かれた、児童文学者・岸川悦子さんの原作を映画化。戦争の時代をハルビンに生きた少女、主人公「えっちゃん」の幼い目を通して見た戦争と、その苦難を乗り越え生きていく姿が平和の尊さと生きる勇気を問ひかける
問い合わせ 上宮川文化センター 繰22-9229

講演会と映画(ふれ愛シネサロン)の集い

日時 8月6日(土)
第1部<講演会> 午後1時～2時30分
第2部<映画> 午後2時45分～4時45分
会場 ルナ・ホール
申し込み 直接会場へ。先着650人

第1部:講演会『松本サリン事件からの教訓』
講師 河野義行氏(松本サリン事件の第一通報者)
第2部:映画『日本の黒い夏(冤罪)』
内容 熊井啓監督自らが脚本を書き上げ、渾身の力を込めて贈る感動の大作。1994年6月27日夜、長野県松本市で起きた「松本サリン事件」。助けを求めるはずの1本の電話は、思わぬ闇へとつながっていく
出演 中井貴一/寺尾聰/細川直美ほか
問い合わせ 人権推進担当 繰38-2055

みんなで考えよう! 「平和と人権」

オープニング

時田直也ふれあいコンサート
生まれた時から、ずっと「見る」という経験がありません。肌で感じたことを音楽で伝えたいと思います。
日時 7月29日(金)午後1時30分～午後3時
会場 ルナ・ホール
出演 時田直也(バリトン歌手)
曲目 見上げてごらん夜の星を/ビリーブ/さとうきび畑ほか
申し込み 直接会場へ。先着600人
問い合わせ 公民館 繰35-0700

今年は、戦後60年となる節目の年です。多くの犠牲と悲惨な体験をしいられた戦争を経験した世代がますます少なくなる中で、この節目の年に改めて平和の尊さ・命の大切さ・人権の尊重について一緒に考えてみましょう。市では、コンサート・講演会・映画・大型紙芝居と工作・ポスター・資料の展示などさまざまな事業を実施します。

親子で平和について考えてみませんか?

日時 8月3日(水)午前10時～11時45分
会場 市民センター 401室
内容 大型紙芝居「くろいちょうちよ、手遊び、工作など
対象 就学前の幼児と保護者、先着70組
申し込み 電話で下記へ
問い合わせ 子育てセンター 繰31-8006

非核平和都市宣言

緑濃い六甲の山、青く澄みきった空、清らかな川の流れ、夕日に映える瀬戸の海、この美しい自然は、わたしたちの宝であり、未来の子供たちに残すことは、わたしたちの願いです。けれども、この願いに背をむけるかのように核兵器は増え続け、世界を破壊の淵においやろうとしています。核兵器の廃絶は、今や、全人類の死活にかかわる最も緊急の課題であり、最大の願いにほかなりません。戦後いくたびか、平和を願う人類の理性と決意は、核兵器の使用と核戦争を防いできました。わたしたちは、この理性と決意を信頼し、かけがえのない生命の星、青く輝く地球を笑顔にあふれる子供たちに残すため、いまふたたび、心をひとつにして核兵器を廃絶するよう、全世界によびかけます。そして、国是である非核三原則の厳守を強く希望するとともに、わたしたちの街・芦屋をいかなる形であろうとも核兵器に関連して使わせないことを自ら決意し、ここに非核平和都市であることを宣言します。
● ● ● 芦屋市議会(昭和60年10月15日決議)

災害備蓄用 ボトルウォーター 有料広告を募集します

水道部では阪神・淡路大震災10周年事業として、震災等災害時に備え、災害備蓄用兼水道事業のPR用ボトルウォーター(500ml)を製作します。
広告の場所 ボトルウォーター側面(縦2.5cm×横2cm)
広告料金 150,000円(1万本)
申し込み 7月21日(木)<消印有効>までに、広告案(完全版下データ)を添え、水道部総務課(市役所分庁舎1階)へ
広告の内容 水道部の広告媒体としての品位・公共性・公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもの
広告の採用 選考委員会で、決定します
問い合わせ 水道部総務課 繰38-2080

水道まめ知識

Q 水道の工事をしたいのですが、どちらに頼めばいいのでしょうか?
A 給水管など給水装置の工事は市の指定給水装置工事業者でなければなりませんので、市指定給水装置工事業者を指定していただきます。指定工事業者は現在約百七十事業者を指定していますので、工事業者を指定し、工事内容や費用についての見積りをしてもらう「複数の指定工事業者から見積りをしてもらう」など、事前に確認してください。
Q 水道の工事をしたいのですが、どちらに頼めばいいのでしょうか?
A 給水管など給水装置の工事は市の指定給水装置工事業者でなければなりませんので、市指定給水装置工事業者を指定していただきます。指定工事業者は現在約百七十事業者を指定していますので、工事業者を指定し、工事内容や費用についての見積りをしてもらう「複数の指定工事業者から見積りをしてもらう」など、事前に確認してください。